

平成24年6月22日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	光 武	学
2 番	稲 富	雅 和	10 番	徳 村	博 紀
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	福 井	正
4 番	竹 下	勇	12 番	水 頭	喜 弘
5 番	角 田	一 美	13 番	橋 爪	敏
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 尾	勝 利	15 番	橋 川	宏 彰
8 番	松 本	末 治	16 番	中 西	裕 司

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部長		迎		和	泉
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課長		寺	山	靖	久
市民課長		田	中	一	枝
税務課長		大	代	昌	浩
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		森	田		博
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成24年6月22日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第37号 鹿島市固定資産評価員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第36号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 意見書第3号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第7 意見書第4号 有明海の再生につながる開門調査の早期実現を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第8 意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日、市長から議案2件、諮問1件の追加提案がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成23年度に係る平成24年4月分、平成24年度4月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしております。御了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第36号から議案第37号の2議案、諮問第1号の1件を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。まず初めに、この定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、基本協定締結に関する議案が1件、人事案件が2件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

まず、議案第36号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について申し上げます。

鹿島市浄化センター汚泥処理棟の建設工事を行うに当たって締結をいたします工事委託に関する基本協定の金額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する150,000千円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員の中村和典さんの退職によりまして、後任者として税務課長の大代昌浩さんを選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員の木原清喬さんの任期が平成24年9月30日をもって満了するというに伴いまして、後任者として山田次郎さんを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

お諮りします。議案第36号から議案第37号の2議案、諮問第1号の1件は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号から議案第37号の2議案、諮問第1号の1件は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第37号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第2. 議案第37号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第37号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これを提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第37号は大代昌浩氏を鹿島市固定資産評価員に同意することに決しました。

日程第3 諮問第1号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員候補者として山田次郎氏が適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、諮問第1号は委員候補者として適任であることを認めることに決しました。

日程第4 請願第1号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第4、請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願の審議に入ります。

去る6月13日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、文教厚生産業委員会の審査結果はお手元に配付しております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成24年6月15日

鹿島市議会議長

中西裕司様

文教厚生産業委員会

委員長 松本末治

文教厚生産業委員会審査報告書

平成24年6月13日の本会議において付託されました請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願」については、6月15日に委員会を開き、審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長松本末治君。

○文教厚生産業委員長（松本末治君）

文教厚生産業委員会の委員長報告をいたします。

去る6月13日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願につきまして、当委員会を6月15日開催し、紹介議員及び提出者の出席を求め、提出者の説明後、質疑応答をいたしました。

その質疑の概要について御報告いたします。

質問 昨年もこの請願に対する審議を行ったが、ことしの審議資料に生かされていない。

鹿島小、明倫小以外はすべて1クラス。先生は小学校で20人学級を受け持っているとのことだが、少子化が進んでいる鹿島市は20人学級を考えているのか。

答弁 委員は先々のことを言っていると思うが、今、古小は6年生、4年生が40人を超え

ている。目の前のことを考えている。

質問 請願は毎年出されている。予算の配分の基準はあるのか。

答弁 国の政策で少人数学級35人上限は県独自の予算で実施。小学2年生は35人上限で運営できている。30人になると教職員がふえ、予算もふえる。

質問 貧困格差が社会問題になっている。母子家庭では母親が昼夜働いていて、時間的余裕がなく、「おはよう」「行ってらっしゃい」が言えない家庭がある。家庭的に厳しい保護者がいる。子供は朝御飯を食べていない。起きるのも自分でしなければならない。教育予算が少なくなると、学級費は保護者負担となる。

質問 少人数学級になったら不登校児は減ると考えているか。

答弁 自分から悩みを言える子供は少ない。教師が様子を見て、目配り、気配りが必要。35人以上の学級になると、1日中子供と居ても、一言もしゃべらない子供もいる。人数が減ると子供たちを把握でき、不登校が減る。

質問 鹿島市の実態を知りたい。積み上げの話でないと説得力がない。自分たちも40人から50人学級で育った。問題は、人数か。

答弁 子供とかかわる時間が長いか短いかである。

質問 スクールソーシャルワーカー等で不登校減と教育委員会から聞いている。いじめ件数は小学校で9件、中学校で5件。資料では県外のデータであるが、生活状況は田舎と都市で違うので、いじめも違う。来年からは佐賀県の状況を把握してきてほしい。

答弁 参考にしたい。

質問 少人数学級は教育にいいことはわかる。都道府県によって格差があってはならない。県に言えるような鹿島市の実態、資料を望む。35人から60人（316ページで訂正）にした場合の実態は。しなかった場合どうなるのか。

答弁 学級規模は小さくしたほうがいいということは科学的な根拠である。請願は運動の一環。他の教育団体と同じ思いでやっている。

などの質疑終了後、請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、討論、採決の結果、起立多数で請願第1号は採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、委員長の報告は採択であります。請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。

日程第5 議案第36号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第5. 議案第36号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について、当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

おはようございます。議案第36号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について御説明を申し上げます。

別冊の議案書の1ページでございます。

汚泥処理につきましては、建設当初、下水道処理開始を早めるために段階的施工として水処理棟管廊内に仮置きして稼働してまいりましたが、稼働より17年を経過し、汚泥処理量の増加及び設備老朽化に対応するため汚泥処理棟を建設するものでございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いいたすものでございます。

この協定の予算につきましては、当議会におきまして債務負担行為の補正予算として議決をいただいております。

まず初めに、日本下水道事業団の概要について申し上げます。

日本下水道事業団は、昭和40年代の前半でございますけれども、下水道事業の普及に伴いまして下水道事業の技術者の不足が問題になってまいりましたから、それに対応するため、下水道技術者の育成のために、昭和47年11月でございますけれども、下水道事業センターとして発足をいたしております。その当時は下水道の技術研修とか、あとは全体的な設計のほうの受託を行われておりました。それから、昭和50年でございますけれども、これが日本下水道事業団に名前を変えられております。これ以後につきましては、下水道計画の策定に関するものから、今回は下水道施設、例えば、処理場の建設の受託等に重点を置かれまして、現在まで至っている状況でございます。

平成15年10月に地方共同法人のほうへ移行されたということで聞いております。

今現在までの全国での状況でございますけれども、例えば、平成23年度で申し上げますと、

処理施設が420カ所の受託、それから実施設計につきましては230カ所の受託をされておられます。平成24年度の予定で申し上げますと、建設工事が箇所数が400カ所、実施設計が250カ所で、合計で事業費で申し上げますと16,900千円ほどを受託されることになっております。

県内におきましても、県内20市ございますけれども、19年度から23年度間で申し上げますと、9市町で事業団のほうへ委託をなされておられます。

事業団のほうに委託をするメリットということですが、まず1つは、地方公共団体の共通の利益を実現する地方共同法人であり、公的な機関であり、信頼ができるということ。2つ目が下水道事業全般につきまして豊富な実績があり、安心できるということでございます。特に、土木建築、機械、電気の各職種を統括した事業を実施しておられますから、この辺につきましては相当な技術者がおられるということで聞いております。それから、あとは工事完了後のきめ細かいアフターサービスを受けられるということ。それから、これは事務的なことでございますけれども、一応会計検査につきましても受検のほうを最後までやってもらうということでございます。

それでは、協定の内容につきまして御説明を申し上げます。

協定の目的は、鹿島市浄化センター汚泥処理棟の建設工事委託。

協定の期間でございますが、議会の議決の日から平成28年3月31日まで。

協定の金額は744,000千円。

協定の方法でございますけれども、随意契約でございます。

協定の相手方、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、地方共同法人日本下水道事業団、理事長谷戸善彦でございます。

工事の工程を申し上げますけれども、24年度から27年度までの工事の協定でございます。24年度、25年度の前半の2カ年で土木と建築の建屋の工事を行う予定でございます。26年度、27年度につきましては、建屋の中の機械設備、電気工事を予定いたしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

12番水頭でございます。ただいまの件で何点か質問をさせていただきます。

今、課長よりいろいろと説明がありました。日本下水道事業団のほうに随意契約されて、金額が744,000千円ということで今説明があり、28年度までということ。それで、今の説明では、24年度、25年度が汚泥処理棟の建設、それから26年度、27年度で機械、電気関係ということで今説明がありました。

それで、まず第1点ですが、なぜ下水道事業団と契約されたのか、まずそこからお伺いいたします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

なぜ日本下水道事業団へ委託をしたかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、日本下水道事業団は下水道の施設を受託する唯一の機関でございます。当然それなりの技術的な研修も積んであります。今、鹿島市のほうでは土木建築とか機械、電気の技術者がおりませんので、そういうことを含めまして日本下水道事業団のほうへ委託をお願いする予定でございます。

○議長（中西裕司君）

12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

ただいまの説明では、技術的な研修を積んでおられるということで事業団のほうに委託をしたということですが、そこで、今の説明で、例えば建設棟ですね、それから機械、電気と言われましたけど、建設棟あたりも特別な技術が要るとですか、その点をお尋ねします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

汚泥処理棟本体につきましても相当な技術が要るかということでございますけれども、これにつきましては、土木建築というとは基礎からすべて積み上げるものでございますから、それとあと施工管理の問題もございますので、やはりそれなりの知識とか経験等が必要になりますので、こういうふうな知識が豊富である日本下水道事業団へお願いをしたいということでございます。

○議長（中西裕司君）

答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今の受け答えを聞いていまして、ちょっと気になることがございますので、私のほうから補足してお話を申し上げますと、まず3つだけ頭の中に置いた上でいろいろ御議論をちょうだいしたいと思うんですよ。この法人は、いわゆる民間の株式会社とは違っていて、株主総会に相当します議決機関ですね、それは評議員会と申しますけれども、現在、自治体の代表が大多数入っているはずですよ。数字の確認はすぐできますけれども、そういうことで、地方共同法人という位置づけになっております。いわゆる法人の性格が違うということをおひとつ

理解いただきたいと思います。

それから、これは何を本来の業務にしているかといいますと、終末処理場の建設工事につきまして、地方自治体が業務の拡大をしていくについて技術者が非常に不足しているだろうと。それぞれ抱えると無駄があるし、いつもいつもこんな工事があるわけじゃないですね。したがって、そういう技術者をプールすると同時に、地方自治体のほうで抱えておかないといけない一種の無駄ですよ。こういう人たちをインハウスエンジニアと言うんですけども、余裕があれば置いておいてというところちょっと個人に失礼ですけども、雇用しておいてもいいんですけども、そもそも鹿島市の場合はそういうような人員を抱える余裕はございません。高い技術が要求されると、そういうことなので、ここにとにかくお願いをすること自体が、逆に委託を受けることがこの法人の仕事なんです。ということを2点目で理解いただきたいと思います。

それから、こういうことで御心配ですから余り申し上げていいのかわかりませんが、20年ぐらい前に実はこの法人で大変な談合事件が発生をいたしました。社会的問題になりまして、多分皆さんで御承知の方もおられるかもしれませんが、これを背景としまして、抜本的な契約方式を、日本では多分一番進んだ形の契約方式を採用するというふうにごこの事業団はなっております、いろんなところからそういう場合のモデルになるような扱いを受けている法人でございます。

したがって、私どもが、いわばずっとお付き合いをするようなことでこれまでもやってきましたし、これからもやるようなことが一種の宿命づけられている法人でございますから、そういうことも頭に置いた上でお願いをしたいと。

それから、幾ら金額になるかわかりませんが、こういう性格のもので、この法人は税法上の特典を受けております。普通の民間の法人ほど税金を払う必要はございません。したがって、非常に簡単に言えば、その分だけは安上がりになるんですよ、当たり前のことですけども。ケース、ケースによりまして率は違いますが、そういう法人の特典があるということも頭に置いた上で、我々がなぜこの法人をこれまでも選んできたし、今も選ぶようとしているかという御議論をちょうだいしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

今、市長言われたとおり、それはわかります。今の話では3点言われたんですけど、その中で、当然技術的なもので、しょっちゅうあるものじゃないし、いつもこういう工事があるとは限りません。今、出た中では17年が経過したということで、その設備の老朽化に対するということで今度汚泥処理棟の建設をするということはわかります。確かに技術的にはこのあれでは不足しているから事業団で抱える、それは当然ですよ。鹿島市で抱えるのは無理、

それはわかります。僕が言っているのは、ここの建設棟一つにしても、例えば、地元の業者あたりが絶対できないのかということをもつ。

それからまた、もう一つは、電気、機械、これも特殊工事で、なかなか厳しい面もあると思います。例えば、電気関係も厳しいのか。例えば、特殊な技術が要ったとしても、地元の人にはいないのか、ちょっとそこから説明をお願いします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

土木建築あたりは地元の業者では無理なのかということでございますけれども、これにつきましては地元の業者でも対応できると思っています。ただ、日本下水道事業団のほうでもそういうことを考慮された中で、前回あたりは地元の業者さんを指名されたということも聞いております。

それからまた、機械、電気でございますが、これは総合的な全体のプラントということになりますので、やはり地元の方では無理だということで、やはりそれなりの方を、例えば、前回は水処理でございますけれども、機械、電気につきましても全国的なメーカーを指名されたということでお聞きをいたしております。ただ、その一部の下請につきましては、地元の方も採用されたということでお聞きをいたしておるところでございます。

○議長（中西裕司君）

12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

今、課長の答弁があった中で、下請というか、そういうあれでも——下請というか、そういう仕事を地元をお願いしたという経緯も前回もあったということは言われたですね。その中で、確かに技術の要る、また特別な仕事というのはわかります。その中で、例えば、この一つ一つをとっても、今、課長の答弁の中では電気とか機械あたりはかなり技術が要って、これは厳しいんだということで言われたけれども、この中にしても仕事のされる分野はあるんじゃないかと僕は思うわけですよ。ここを地元の人が。なぜ言うのかといたら、めったに、何回でもある工事ではない。そして、金額的にも7億円超している。この中で、何とか地元の人にもできる分野があるんじゃないかと思うんですけど、その点、どの分野でどれくらいの仕事やったらできると考えておられますか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

機械、電気でございますけれども、これは基本的には全体を見ながら施工されるということでございますので、やはり地元の方が元請ということは厳しいかなと思っております。

ただ、やはりその中の一部分、例えば、ある部分につきましては地元の方も可能かなと思っておりますので、何回でも申し上げますけれども、前回の19年度の水処理につきましては地元の方が入って、一部をされたというようなお話をお聞きいたしております。

○議長（中西裕司君）

12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

何回も言いますけど、前回は水処理のことで仕事をお願いしたということを今言われました。特にこの水処理関係、特に終末処理場の関係、例えば、終末処理場に行く前の管渠に対しても、かなり技術的に要るということで、以前は高低差が何ミリかと、0.何ミリぐらいという感じで、汚水管あたりはですね、そういうことで国道に張られているものに対しても、びっくりしました。建設中に見に行かせてもらいました。その中で、こんな高低差で終末処理場まで流れていくのかなと。もちろん途中にポンプも据えられていると思えますけど、そういう難しい、また技術の要る仕事と思えます。そこで、あえて申しているのは、その中でもどういうものができるですかということで今お尋ねをした次第でございます。

前回は水処理に関しては仕事をしていただいたということを今課長は言われましたけど、前回に対しても、じゃ、その中でどういうような形、例えば、そういうとでは地元を入れてくださいよとか何とかを文書的に交わしてやられたのか、口約束で入れてくださいよということと言われたのか、前回あたりの、また今回もそういうお願いをするんですか。どうでしょうかね。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

地元業者の採用ということでございますけれども、これにつきましては、前回も多分口頭で事業団なり、もしくは元請をされた方をお願いされたということでお聞きをいたしております。今回も事業団、もしくはとられた方に、地元業者についてはなるべく数多く使ってくださいということをお願いをしていこうと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

今言われたとおり、それはわかります。そういうことで、今回も特に金額的に大きいし、

その中で、もうこれで最後にしますけれども、いろいろと土木建設の技術も相当進んでいます。そういう中で、地元の人も相当技術力を持った人がいっぱいおられます。また、電気関係にしても、それは技術的に物すごく、素人ではわかりませんが、設計された段階でそれを見られたら、そこでもやっぱり——工事の手順とかなんかはどうかわからんけど、工事の中でできる箇所も出てくるんじゃないかと思うわけですね。そういう中で、今、口約束でして、口頭でお願いしますよと言われた。また、それを強く言っていきますよということもわかります。ぜひこの中に、この大きい金額の中で地元の業者が幾らかでも余計多くされるように、そしてまた技術的にも、ここに入ることによって技術力が向上して、次にはもっといい仕事がまたできるような、そういうものを指導していくのも役所の役目じゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

地元業者の育成ということは、当然我々地方自治体の責任かと思っております。ですから、例えば、こういうふうな大きな工事が出た場合は、一部下請でもいいと思えますけど、そういう中で入っていただいて、いろんな新しい技術を吸収していただいて、また今後につなげてもらえばと思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

今、課長より答弁をいただきました。その中で、地元業者に下請でもと。元請は無理にしても、下請でもしていただいて、その中で技術力を高め、また鹿島市にはもっと他自治体とは違った技術力を持っている人がおられるということ、そういう誇り高きものを育成してやっていただいたら、また鹿島市の地位も上がってくるんじゃないかと思えますので、そういう面で、これからもぜひですね、何回も言いますが、よかったら文書でも交わすぐらいの、こういうあれでやっていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑はありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東茂君）

6番議員の伊東です。先ほど全員協議会でも御説明をいただいたわけです。それと、市長のほうからも、この委託先の日本下水道事業団のいろいろな特徴的なものを教えていた

だきました。受注をされた件数等も非常に豊富だということがわかりました。

ただ、国内にここ以外にこういうふうなことを比較できるようなところというのはあるんですか、それとも、もうここしかないんでしょうか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えを申し上げます。

下水道事業の施設の委託はここしかないかということでございますけれども、今のところ日本下水道事業団しかございません。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。国内でここしかないという御答弁でしたら、先ほど市長からもあったように、ここにはさまざまな縛りみたいなものがあるんだろうという気がいたします。それと、加えて税法上の特典があるとかということもございましたが、この事業団というのは非常に終末処理の技術者が集まっていっしょとかということですが、じゃ、今度のこの工事で使う電気設備工事の受変電、それから運転操作、計装及び監視制御設備というふうな機械、こういうふうなメーカーと何か技術的な提携とかもされている団体なんですか、ここは。どうでしょうか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほどの質問は、こういうふうな施設メーカーと提携をなされているかということでございますけれども、提携はなされておられません。ただ、今までやはり、昭和50年代から約30年ぐらいでございますけれども、いろんなところで処理場とか中継ポンプ場の建設をされたということで、豊富な経験があるものでございますから、その辺のところをこういうふうな施設に生かされるということで思っております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

何回も言うようですが、この金額が金額、744,000千円という高額でございますので、やはりちょっと首をかしげるようなところはしっかりと聞いておかないと市民の皆さんにも

説明がつきませんから、もう1点、また聞かせていただきますが、これだけ、平成24年度から27年度まで80,000千円、169,000千円、150,000千円、345,000千円と4年間に分けての工事の内容が記されておりますが、地元業者が参入できる。できるならば土木とか建築のほうです、この分です市としては地元の方が参入できるようなことをこの事業団とどういふふうなお話をされているのか御説明をお願いします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えを申し上げます。

私どもから事業団のほうへお願いしているのは、やはり地元でできるものがあるだろうから、そういうものを地元でお願いしたいということで、お願いをしている状況でございます。当然事業団さんのほうも、それなりの自前の等級を持っていらっしゃいますので、それに基づいて指名をなされていると思っております。

前回の水処理のときは、私どもがお聞きしたところでは、やはり鹿島市内を入れまして、藤津・鹿島あたりの特AかAの方が指名に入られたということはお聞きをいたしております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

平成19年度から平成22年度までの水処理事業のときに、土木、それから電気のほう、地元の下請業者の方がそれにも入ることができたということですが、そのあたり、先ほど水頭議員からも質問がございましたが、この委託先の日本下水道事業団とのしっかりとした文書での確認、それはできるわけでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えを申し上げます。

地元業者の採用についての御要望でございますけれども、文書でどうかということでございますけれども、今のところ文書では考えておりません。従前どおり、事業団さんのほうへ地元の業者については可能な限り採用していただくということで、口頭で申し入れをしたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

前回、口頭でお願いをして、そういうふうにしていただいたから、今度もそういうふうになるだろうという予測なのか。しかし、地元業者の方たちは本当に自分たちはこの工事に参加ができるのかという気も、きょう、こうやってからケーブルテレビを見られている事業所の方は思われているんじゃないですか。どうして文書では確認ができないんですか。そういうふうな契約内容になっているんですか。そこのあたりをちょっと教えていただけますか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

事業団のほうとの契約でございます。これは基本協定の締結ということで、全体の744,000千円につきまして協定を結ぶ予定でございますけれども、その中でそういう表現はないということでございます。ですから、先ほどから申し上げますように、事業団のほうへは口頭でお願いを申し上げていくということでございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

一番最初ね、これは基本協定の締結と書いてあるんですよね。いろいろお話を聞くと、この事業団は非常に技術力が高く、総合的に判断をして、ここに決定をしたいという執行部のほうからの御提案でございますが、これはこの工事とか処理をする能力とかに対しての、結局、総合的な監修をするというか、プロデューサー的な会社なんでしょう。じゃ、それはお願いをしますよと、ここに。そういうふうな違うところ、地元でも地元の事情があるんですよと、これを受け入れてくださいということがどうして文書で確認がとれないんですか。もう一度御答弁ください。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えを申し上げます。

文書で確認できないかということでございますけれども、確かに基本協定の文書の中にはそういう表現はございません。ただ、やはり文書ということになりますので、それが向こうのほうへですね、うちのほうからどうなのかということは、ちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

いや、福岡課長、今の答弁では納得はできないと思いますよ。やはりこれだけの技術力が

あるところに監修をお願いするとなったら、やはり私たちは、私たち16人の議員ほとんどが地元の方にできるならば全額仕事をしてもらいたいですよ。でも、技術力の高さから考えて、それは無理な部分があるということで私たちは提案をある程度理解したいというふうに思っていますが、しかし、ここに地元の方が入る、それは口頭だけであって、言うならば口約束ですよ。それだけで私たちに納得をなさいと。744,000千円の事業費を、これを採択してくれというのはちょっと無理があると思うんですけど、もし時間が必要だったら調べていただけますか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えを申し上げます。

文書でどうかということでございますけれども、それにつきましては、私どもも今まで口頭ということで申しておりますけど、やはり文書でできるのであれば、そういうものを早急に考えていきたいと思っております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

これで最後にいたしますが、先ほど平成23年度、いろんな実績を言われましたよね。県内でも9市町でこれをこのところに委託をされていると。そのあたりの契約内容等というのはどういうふうに調べていらっしゃるのか。そういうふうに地元が入る余地があるような委託契約を結んでいるのか、そのあたりもししっかりと調べていただきたいと思いますが、もしくはもう調べられているのかどうか、それをちょっとお聞きしていいですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えをいたします。

他市町の協定ということでございますけれども、基本的には日本下水道事業団のほうでは協定の例がございますから、それに基づいて他市町でもされていると思いますので、その協定書の中には、そういう表現は入っていないかと思っております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

いや、相当な実績があるんでしょう。先ほど一番最初に言われた全国でこれだけ、平成23年度で420カ所とか、いろんな実績を言われたでしょう。そういうふうなところに一言でも

地元業者が参入できるような文言は入っていないわけですか。それを私は質問しているんですけど。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えをいたします。

協定の中で地元優先というようなことで文言が入っていないかということでございますけれども、私の記憶では入っていなかったと思っております。

前回の19年度のときの協定書、今回の協定書も見ておりますけれども、そういう表現は入っていなかったと思います。ですから、当然口頭で申し入れをいたしますけれども、先ほど申しましたように、やっぱりそういうことが必要であれば、別途文書でもって向こうのほうへお願いをするのかなということで思っております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

まだちょっと私はわからないですね。全国でそれだけ受注をされている中で、全くそういうふうな文言もどこも含まれていない。口頭だけでのお願いと、こういうふうなことがあり得るのでしょうか。

しかし、今、課長からの答弁の中で、日本下水道事業団のほうに申し出をして、そういうふうな文書的なことができるんだったらやってみたいという御答弁だったろうと思いますので、そこのところはひとつお願いをしたいと思います。

私の後にもまだまだ質問者がいらっしゃるでしょうから、そちらにバトンタッチをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありますか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。いろんな質問が出ておりますけれども、私は今回の744,000千円のこれだけの財源をなるべく地元の業者、地元の経済発展のために利用すべきだという考えを持っています。

そういうことで、ほかの要件のときも意見を申し上げたことがあります。それぞれの事業で地元に分離して発注できる分があれば発注すべきだということの意見を申し上げてきました。今回も3つの事業があるわけですが、そういう中で、これまでの説明で、特殊なものである。特殊技術のあるところにやらなくちゃいけないということだと思っておりますが、先

ほどからも出ておりますように、例えば、建設工事に至って、どうして特殊な技術が要るのかなど。先ほども最初説明ありましたね。建設にも特別な技術がというような説明がありましたが、もう一度お尋ねします。

汚泥処理棟ですね、この土木建設に関して、どのような特殊な技術が必要なのかお尋ねをします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

汚泥処理棟の建設について、どういうふうな特殊な技術がということでございますけれども、汚泥処理棟は一番奥のほうへ建てます。当然軟弱地盤の上でございますから、基礎工の検討、それから土木のほうで申しますと安定計算とか、最近は耐震のほうもあっております。そういうものを含めまして、相当な技術とか解析が必要でございますが、それとあとは発注した後の施工管理がございます。当然こういうものを含めまして、それなりの技術が要ると思っております、市のほうではそういうふうな技術者というのは不足いたしておりますから、そういうものを含めまして、設計から施工管理まで一体的にさせていただくということで日本下水道事業団のほうへ委託をするものでございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、いろいろと理由を述べられました。例えば、耐震問題なんていうのは、今、ここだけやなくて、すべてのものについて耐震をせんといかんというようなことがありますからね、鹿島の技術者の人だって当然そのことに対応しながらなさっていると思います。そういうことで、特別な技術と言え、それが通ると思われたら間違いですよ。それは理由であると思わんですよ。私は思います。この数年間、鹿島市の土木建設業者の人たちがどれだけ大変な状況の中で経営をされてきているのか。公共事業がない、特に鹿島はなかと言われるんですよ。何とかならんかという声が非常に高まっていますよ。そして、それはただ単にね、そういう仕事をされる人たちだけじゃない。周りの経済にも大きく響いているんですよ。鹿島市の経済がここまで落ち込んできている、商店その他にも大きな影響が出てきている、まさにそういうところがあると思うんですよ。こういうときに総額使って744,000千円ですか、これだけのお金。もちろんすべてやなかったにしても、そのお金が鹿島に入るといことは大きな力になると思うんです。

お尋ねをしたいと思いますが、先ほどから盛んに言われているのは、これまでも請け負ってもらって、地元の業者に下請をしてもらってきていますとおっしゃっていますよね。じゃ、

地元の業者はできるわけですよ。それは監督者がいるからでしょう。だから、例えば、地元の業者で直接そういう監督ができない特殊な技術が要するならば、そういう指導こそね、先ほどから言われておりますが、この事業団というのはそれぞれの自治体で抱えていけないから、みんなで一緒になってそういうのを補うためにつくられたところだということなら、こういうことこそね、そういうのを利用しながら、直接地元の業者にお願いをしながら指導していくと、そういう発展的な形でこの事業団が運営をされるべきだと私は思うんです。

それから、先ほどから聞いておりますと、事業団が委託を受けて、それを元請にまた頼むんでしょ。そしてまた、そこから、例えば、鹿島の業者が請け負ったとして、どれだけの道を経てるか、これは定かではありませんよね。その辺の実態というのは、これまでつかまれているかどうかわかりませんが、これが云々やなくて、これまでもいろんなこういう事業で問題になったのは、そういうところなんですよね。仕事もしないで利益をがっぼがっぼもうちるところもあったわけですから。鹿島だといませんよ。今までね、特に公共下水道問題ではそういうのがありましたよ。ですから、私は地元の業者が直接やれるのであれば、地元の業者に何で分離して直接発注できないのかと思うんです。

お尋ねしますが、もう単純にお尋ねします。

事業団に発注をして、事業団から下請をしていただいたときと直接いただいたときの鹿島の業者の収入の違いはどうなんですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

今の質問は、鹿島市が直接発注した場合と事業団が発注した場合とではどうでしょうかということですが、基本的考え方を申し上げますと、下水道事業団が発注しても、鹿島市が発注しても、多分設計金額は同じだと思っております。

以上です。（「答弁になっていない」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

発注して仕事をして、直接鹿島の業者に受けてもらったときと鹿島の業者が事業団から受けて仕事をした場合の収入の違いがどうなるかということですよ。

○議長（中西裕司君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

直接市が発注をした場合と事業団のほうからした場合とどうかということなんですけれど

も、恐らく指名競争の入札だと思います。鹿島市もそれでやっております。ですから、結果はその入札結果ということで、額については、それによる差、議員がおっしゃるということにはつながらないと思います。

ただ、事業団に業務の委託ということで事務から施工管理、すべてを委託するものですから、課長のほうから答弁があったかもわかりませんが、その中に5%台の管理費というか、そういった事務管理費というのが事業団の協定総額の中には含まれるということでございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

直接的な数字でこうというのは、もちろん出ませんよ。入札結果とかあります。ただ、基準はあるわけですからね。大体きょうも説明ありましたがね、基準は事業団の基準だと。それで、その指導は国土交通省の指導だということで、基準はあるわけですからね。ただ、やっぱり事業団が直接委託を受けてとったとき、そして先ほどから言っていますように、それを元請にやるわけでしょう。元請にやって、それが直接地元の業者に来るとは限らないわけでしょう。限らないですよ。今までそういう事例がいっぱいあっているでしょう、皆さん御存じだと思いますがね。きょうも全協でもちょっと言いましたが、例えば、蟻尾山のあれだけの工事をするとき、1つの業者が委託を受けたわけでしょう。そしたら、そのいろんな仕事を地元の業者が受けたんですよ。皆さんが一番御存じでしょう。「仕事はもらって、これでちかっとよかったね」と。ところが、地元の業者の人たちは「そがん段じゃなか。受けるて言わんぎ、あとの仕事の来ん」て。実際そういうのがあるんですよ。首をかしげていらっやいますが、事実、そういうこともありました。

それから、例えば、ダム工事だってそうですよ。あれだけの大きなダム事業がありました。が、どれだけ直接鹿島に経済的な影響があったと思いますか。少しはあったと思いますよ。例えば、どんどん車なんかも行きますよ。しかし、油一つとっても鹿島で入れる量は少なかったという苦情も出ましたよ。

いろんな大きな工事をやった中で、これだけあるけんがよかろうだいと、地元の業者も動きよんしゃっけんよかろうだいと。全くゼロとは言いませんよ。しかし、それだけのことをしないと、あと自分たちが立っていかないというような面もあるんですね。

だから、それはそれとして置きまして、やっぱりこれだけ、約750,000千円のお金を使うわけですから、これは直接地元の業者に請け負っていただくという形をとるべきだと私は思います。こういう丸抱えでせんといかんということになれば、事業団が委託を受けたわけですから、事業団が元請を鹿島の業者に直接やれるような体制がとれないのかどうかですね。先ほどから地元を使ってくださいということをお願いしていますかという意見が出ています

が、口頭でしました云々ということの繰り返しの答弁がありますが、最後には後で別の形の文書でということと言われたと思います。

じゃ、お尋ねしますが、この基本協定というのはどういうことが書かれているんですか、お互い基本協定の中には。そのことをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

基本協定の中身でございますけれども、これにつきましては、今回の建設工事を委託する内容、ですから、当然、汚泥処理棟の土木建築、機械、電気と、それとあとは全体の金額でございます。これは今回では744,000千円、あとは期限ということで27年度までという内容を一応網羅したところでございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

要するに私たちに示されております、この分だけだと私は理解しますが、じゃ、その別に、その工事を請け負ってもらって、いろんな問題があった場合にはこういうことがありますよとかいうね、何というんですか、契約書じゃないですけど、何かそういう覚書とか——覚書といいますかね、そういうのもあると思うんですが、そういうのはないんですか。これで契約したら、それでおしまいという形なんですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

今回結ぶ基本協定は、全体の協定でございます。ですから、当然、事業期間としては24年度から27年度までで、金額は744,000千円でございますけれども、これが基本協定でございます。あと、単年度協定ということで、例えば、24年度につきましては一応80,000千円予定をいたしておりますから、80,000千円の分の単年度協定をまた別途結ぶということで、25年度、26年度、27年度も別途単年度分の協定を結ぶ予定でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、例えば、協定を結んで仕事をやっていただくについて、もしこっちが納得できないような問題が起きたりなんかしたときに、そういうときはこうなりますよとか、そういう問題についての覚書とかなんかは何もないんですか。安心して、信用し切って任せており

ますよということですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

工事内容につきましては、日本下水道事業団を信頼いたしております。ただ、やはり協定書の中では、疑義があるときは双方協議するというふうな内容も入っていると思いますから、もしお互い疑問があれば、そういう中で協議をしていくということになろうかと思っております。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、具体的にこうこうということじゃなくて、問題があったときには協議をするというだけのことだと理解していいんですか。——何か言いたそうですから。

○議長（中西裕司君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

議員の御質問の中身は、工事を発注して、それで工事に入って、途中、内容の変更があった場合どうなのかということかと思うんですけども、それについては当然変更ということになりますので、変更契約ですよね。工事請負の変更契約ということになって、それらが結果的に精算という形になって、最終年度の基本協定総額、今回上がっている額に対して最終的にそういった変更等を伴えば、当然それがきちんと反映されたところでの最終額ということになります。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

事業団もこういう形で仕事していいわけですからね、本当に楽だと言ったらおかしいかわかりませんがね、何と申しますかね、問題も出てきたっておかしくないなと思いますが、もう1点お尋ねしますがね、先ほど市長は税金は事業団は払わんでよかということ……（「特典があると」と呼ぶ者あり）

じゃ、そこをもうちょっと詳しく、市長、さっきのを御答弁ください、その税のことについて。ちょっと私は税何とかは要らんと言われた、ちょっと理解を間違っていたかわかりませんので、正確に市長。（「じゃ、とめてください。税法上の根拠条文を示せということでしょう。調べてきます」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

とめますか。（「だって、根拠条文がないといかん。正確にということですから」と呼ぶ者あり）

そしたら、今の質問に対して調査が必要ということでございますので、休憩をいたします。暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

14番議員松尾征子君の質疑に対し、答弁を求めます。大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

税制上の特典ということですので、私のほうからお答えします。

まず、法人税ですけれども、法人税法の第4条第2項によって公共法人は法人税を納める義務がないということになります。この公共法人の中に日本下水道事業団が含まれておりまして、法人税を納める義務がないということで非課税扱いとされております。

したがって、法人税に基づきまして法人市民税が課税されますので、これも必然的に非課税ということになります。

また、地方税に基づく法人事業税ですけれども、事業税を課することができないというように地方税法の中に規定されておりますので、これについても非課税扱いとなっております。

また、固定資産税についても非課税扱いとされております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

先ほど市長の御答弁の聞き違いから時間をとらせましたけど、わかりました。

それはそれで終わりたいと思いますが、ただ、今御説明を聞きますとね、やっぱりどうであつても、利益が上がっているところが法人税が要らんとか、今、いろんな消費税の問題とか問題になっていますが、ああ、そうなのかというようなね、これは余分なことですが、こういうところにもそういうのがあったんだなということで私は今聞きました。済みません、お勉強させてもらいました。

最後にしたいと思いますが、どういう理由があろうとも、とにかく直接鹿島の業者、下請の下請でもらうのなら、鹿島の業者に仕事をさせるという方向をやっぱり貫かんといかんと思はいます。先ほど伊東議員のほうからね、いろんなそういう指導をしていくのが公団の仕事やないか、事業団の仕事やないかとおっしゃいましたが、私もそう思うんですよ。そういう形での確な指導をすると。そういう面では、例えば、佐賀県内のいろんな自治体の実態

を私も調べてきておりませんから言えませんが、そこそこが同じような事情ならね、例えば、どうなんですか、そういう事業団が全体的な指導をするというような形になって、県としてそういう職員を抱えるとか、そういう形でやっていって、なるべく地元のお金は地元で落とすようにしていく、そういう形での改善をすることも大事じゃないかと私は思うんですよね。ただ、これは国が決めてきて、これもいろんなシステムの中で事業団がつけられているわけですから、それをここで鹿島市だけで崩すということはできないわけですが、やっぱりそういうのがベターであるとするならば、佐賀県としても市町村が一緒になって、やっぱり具体的にどうなるのかなという話し合いも必要じゃないかと私は思います。そうしないと、言われるままに事業団に吸い取られていくと言ったらいけませんかね。と言いたいです。

そういう状況になっていくわけですから、どうですかね、県内の自治体もいろいろ問題はあると思いますが、ここは市長、その辺についてお答えをください。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

まず1つ、国に吸い取られるという話がありましたけど、さっき言いましたように、この普通の株主総会に相当します評議員会、12名なんですよ、今、9名が知事と首長ですね。ですから、むしろ地方自治体のコントロールがきく法人であるということは理解をしておいてください。

だから、逆に言うと、本当は我々の意向を聞いてやってくれないといけないということになるわけですね。現に今、主要な任務が自治体の代行機関なんですよ。だから、どちらかというと、請け負うんじゃなくて、我々のサイドに立って、つまり業者とか業界とかね、そういうところに、頼んだ自治体の有利になるように計らってくれるということをやってくれないといかんと。そもそも一般的な義務を負っているんですよ。だから、税金も納めないでいいよという話になってくるということですね。決してそこには、もうけてプールして何か使おうと、そういう機関にはなっていないということは理解をしてください。だから、我々もそこにずっとそういうことでやってきたし、そういう役割を知っていますから、そこにお任せしましょうねと。むしろほかのところは頼むよりも、そこに頼むのが一番いいんですよ、現実問題としては。それが1点。

もう1点は、基本契約ってありますけれども、その単年度ごとにまた別の協定を結ばないといかんとですよ。そのときにきちんと予算が入ります。その予算は皆さんの御了解を得た予算が入っていくわけなんですよ。ですから、7億円というのが全体の予想の額として入っていても、決してそれには拘束をされないと。事業の変更があったら、ちゃんと決まった額が今から入っていくということはわかっておいてください。

ただ、御心配のように、気持ちは僕も一緒なんです。我々が市民の皆さんからちょうだいした貴重な税金を全部持っていかれて、何の意味もないと。したがって、どうやってそれを市内に留保するかということは、やっぱり我々は気を配らんといかんと。そのときに、できない事業を無理やりやったら、かえって高くつくということですよ。ですから、何ができるだろうかということのを頭に置いた上で、いろんな約束、文書でやる約束、そうじゃないものも。ただ、今回できるかどうかわかりませんが、御意向を踏まえて交渉するとすればね、例えば、具体的に言うと、またそのとおりとなりますから、国際交渉の事例でいいますと、条約もありますし、それから覚書、そのほかに実際担当した人同士のサイドレター、いろんなやり方があります。最後に文書化するときは、それでも相手が嫌がったりしたときは、本当はこういうのは教えるぎいかんとですけれども、議事録を書いてね、「あんた、こう言いましたね」と読んで聞かせるというやり方はないわけじゃないんですよ。だから、本当に口頭、口頭とずっと言っておりますけれども、その口頭の中にも、ちゃんとこっち側の記録に残っているというのがありますから、いろんなやり方があります。ただ、最後は相手のある話ですから、相手がどうしても文書を書いて代表者の判こを押したくないという分もあります。それはほかのところに見せんといかんですからね、全国の関係者に。だから、鹿島だけよかどにしてくれとは言えんけれども、ちゃんといろんな手はありますから、こちらが押せるだけは押して、言いたいだけは言うた上で、どういう文書にするか、そういうことではないかと思っています。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。文書の問題が出ましたがね、本来は事業団が地域のためを思ってやっているのなら、それに反するようなことは言わないわけですから、地域の要求にこたえて快く受けるのが本当だと思いますが、そういう建前で取り組んでいくということなら、ぜひそれはお願いをしたいと思います。

最後に申します。何度も言いますがね、こういう形だから、そうしかできないというようなことだと思いますが、私は最後までなるべく地元の業者により多くの金と言いましょ。金が落ちるような対応をしていただくということ、要は分離発注してでも仕事をしてもらうということの要求がありますが、そういうことを申し上げて、終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありますか。8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

8番松本です。市長の答弁を聞いておまして、やめようかなと思いましたがけれども、私

が市民の立場で今ケーブルテレビを見よったら、執行部、特に福岡担当課長はすべて事業団側に立って、何も鹿島のことは考えておらんのかなというふうに受け取れるようなことで私は受け取りました。そういうことでは絶対ないと思うわけですよ。それで、松尾議員からあるように、鹿島市の事業者のことをしっかり考えてやってもらっているということもあろうかと思えますし、また小さな市内の細々したところは、やっぱり今度の入札は損してでんよかけん、おいがとるばいというてとって、もうけよらん人も、そういう事業というか、業者もあるようですけれども、今回の事業団への一括契約の有利性、管理費5.3%取られるということですから、744,000千円からすれば37,000千円ぐらいなるですかね。年度的には数百万円というようなことのように、その手数料というか、管理費が。よかほうにとれば、ほかにもうけは多分なかとじゃなかろうかなと私は思っているわけですがけれども、今意見があっておるように、もしそれを一つ一つ分割発注した、競争入札したとき、本当に地元の業者が物すごくもうけて、よかったばいということになるのか、その中に心配事もあるのかということ。多分言えないところもあろうかと思えます。

そういうことで、福岡課長、その辺をちょっと比べてというか、市民の人にわかりやすく説明をしていただきたい。12時まであと10分ありますから、お願いします。

○議長（中西裕司君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

松本議員のほうから分離発注をということなんですけれども、この全体をまず事業団に委託いたします。そうしますと、基本協定締結後、本年度の土木建築工事ということで指名競争入札で一つの工事発注があると。あとは機械設備は機械設備でまた分離の発注、指名競争入札を実施される。それから、最後には機械設備の工事ということで分離の発注、指名競争入札でされるということなので、したがいまして、市のほうで直営にいたしましても、それは前提として分離発注がいいのか、トータル発注がいいのかというのはそのときの議論があらうかと思えますけれども、今回は全部を事業団に委託して、事業として受託をいただいて、それで具体的にはそれぞれの分離発注という方式に結果的にはなると、そういうことで整理をいただきたいなと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（中西裕司君）

答弁は必要ですか。（発言する者あり）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松本議員の質問にお答えを申し上げます。

今回、日本下水道事業団へ委託をいたしますけど、これは何回でも申し上げていますように、日本下水道事業団というのは処理場の建設委託等で長年培ってきた技術等を持っておら

れます。ですから、ここに発注することによりまして、処理棟の建設から機械、電気までして、試運転を行った後に我々が受け取るということになりますから、設計、施工、それから施工中の管理まで、すべて安心してお願いができるというところだと思っています。

発注に関しましては、先ほど部長からありましたように、例えば、我々がするにしても、基本的には土木建築と、あとは機械、電気というようなことで分離発注をするかと思しますので、その発注の仕方につきましては、日本下水道事業団のほうも、市が直接するにしても、それは変わらないと思っております。ただ、やはり鹿島市におきましては技術者が不足をしているということもございますので、そういうところを含めまして安心して下水道事業団のほうへお願いをいたすということでございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

ありがとうございます。少し内容不足ではありましたけれども、市長のほうからありましたように、条約から議事録というところまであったようですから、ぜひそういうふうな議事録でもちらつかせて、鹿島市内の業者に優先的に事業をしていただくようなお取り計らいをお願いして、終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第36号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第36号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（中西裕司君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 意見書第3号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第6．意見書第3号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の説明並びに朗読を求めます。3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

3番議員勝屋弘貞です。それでは、読ませていただきます。

意見書第3号

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書（案）

尖閣諸島はわが国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すればわが国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあり、尖閣諸島の実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」国家の意思を明確に示す必要がある。

また、わが国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、政府及び国会にあつては海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

1. わが国の領土主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。
2. わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること。
3. わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用の係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 平田健二様
内閣総理大臣 野田佳彦様
防衛大臣 森本敏様
国土交通大臣 羽田雄一郎様

法務大臣 滝 実 様
内閣官房長官 藤 村 修 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成24年6月22日

提出者	鹿島市議会議員	中 村 一 堯
〃	〃	稲 富 雅 和
〃	〃	勝 屋 弘 貞
〃	〃	竹 下 勇
〃	〃	角 田 一 美
〃	〃	伊 東 茂
〃	〃	松 尾 勝 利
〃	〃	松 本 末 治
〃	〃	光 武 学
〃	〃	徳 村 博 紀
〃	〃	橋 爪 敏
〃	〃	橋 川 宏 彰

鹿島市議会議長 中 西 裕 司 様

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案をされました尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書（案）について、私は退席をしたいと思います。

以下、理由を申し上げます。

日本共産党はこれまで尖閣諸島問題については、歴史の事実に基づいて見解を公表してきました。尖閣諸島については、1885年以降、再三にわたり現地調査をして、これが無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを確認の上、1895年1月14日に現地にくいを建設するという閣議決定が行われ、日本の領土に編入されています。その後、日本人が居住してかつおぶし工場がつけられるなど、日本が実質的に支配をしてきました。そ

の後、島周辺に豊かな資源などがあることから、いろんな問題が起きてきました。しかし、これまでのあらゆる事実からいっても、尖閣諸島の領有権が日本にあることは明らかです。

日本共産党は領有権問題は平和的な話し合いを通じて解決することが必要だと表明し続けております。また、歴史的にも国際法上も正当性があることを明らかにした見解を説明し、領土の正当性を国際社会と中国政府に堂々と主張するよう、政府に対しても提出して取り組んでいます。

以上の理由で、私は退席をしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

〔松尾征子君退場〕

○議長（中西裕司君）

採決します。意見書第3号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書（案）については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、意見書第3号は提案のとおり可決されました。

〔松尾征子君入場〕

日程第7 意見書第4号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第7. 意見書第4号 有明海の再生につながる開門調査の早期実現を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の説明並びに朗読を求めます。7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

意見書第4号

有明海の再生につながる開門調査の早期実現を求める意見書（案）

現在の有明海の状況を見ると、ノリ養殖は9年連続で生産日本一となるなど、順調な生産が続いているように見えるが、鹿島地先漁場では赤潮の発生により、早い時期からノリの色落ちが起きるなど、漁業者は毎年綱渡りでノリ養殖を行っている状況にある。

また、サルボウやタイラギなどの貝類は、夏場の貧酸素水塊の発生により大量斃死が確認され、漁獲量の減少が続いている。

こうした状況に漁業者は今後も漁家経営を継続していけるか大きな不安を抱いており、一日も早い有明海の再生のため、開門調査の早期実施を強く望んでいるところである。

一方、諫早湾干拓事業に係る潮受堤防の排水門については、平成22年12月に福岡高等裁判所の控訴審判決が確定し、国には平成25年12月までに開門することが義務付けられているにもかかわらず、一向に調査実施に向けた工程が示されていない。

さらに現在、農林水産省は開門方法については制限開門のケース3-2を基本として関係者と話し合いを行っていく方針を示しているが、漁業者をはじめ佐賀県関係者は、この方法で有明海の再生につながる成果が得られるのか、強い疑問を持っている。来年12月の調査実施まで、期限は刻々と迫っている。

我々は、開門調査は関係者の共通理解のもと真に有明海再生を図るための調査として実施されることが最も重要と考えており、開門方法は段階的開門から実施し、最終的には全開門としたうえで有明海再生につながる開門調査の早期実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様
内閣総理大臣	野田佳彦	様
農林水産大臣	郡司彰	様
環境大臣	細野豪志	様
法務大臣	滝実	様
内閣官房長官	藤村修	様

以上、意見書（案）を提出する。

平成24年6月22日

提出者	鹿島市議会議員	中村一堯
〃	〃	稲富雅和
〃	〃	勝屋弘貞
〃	〃	竹下勇
〃	〃	角田一美
〃	〃	伊東茂
〃	〃	松尾勝利
〃	〃	松本末治
〃	〃	光武学
〃	〃	徳村博紀

〃 〃 福井 正
〃 〃 水頭 喜弘
〃 〃 橋爪 敏
〃 〃 松尾 征子
〃 〃 橋川 宏彰

鹿島市議会議長 中西裕司様

以上です。

○議長（中西裕司君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。意見書第4号 有明海の再生につながる開門調査の早期実現を求める意見書（案）については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

ここで、午前中採択しました請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願の審議の中で、文教厚生産業委員長の審議経過及び結果の報告の1カ所について松本委員長より訂正の申し出がっておりますので、これを許します。文教厚生産業委員長松本末治君。

○文教厚生産業委員長（松本末治君）

報告の中で、質問、答弁のところで、最後の質問のところで数字を「35人から60人」というようなことで申し上げました。これが「35人学級」ということで訂正をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔資料配付〕

○議長（中西裕司君）

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしております意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）が提出されました。

この際、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第5号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第5号は、会議規則第36条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第5号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第8 意見書第5号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第8．意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の説明並びに朗読を求めます。8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

意見書第5号

教育予算の拡充を求める意見書（案）

2011年度政府予算の成立によって、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が施行されることとなった。これは30年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向けたスタートと言えるものである。

なお、今回の義務標準法改正条文の附則には、公立小学校の2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次に改定することと、その他の措置を講ずることについて検討を行うことが求められており、それらに必要な安定した財源の確保に努めることも明記されている。このことから、今後、全学年における35人以下学級を早急に、かつ、着実に実行することは、国としての大きな責務であると考えます。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという、「教育の機会均等」は、憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。

しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを

得ない。地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がり懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

1. 小学校2年生から中学校3年生における35人以下学級を早急に実現すること。さらに、より豊かな教育環境を整備するために、35人以下からさらに踏み込んだ施策を計画・実施すること。
2. 教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成24年6月22日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 野田佳彦様
衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 平田健二様
総務大臣 川端達夫様
財務大臣 安住淳様
文部科学大臣 平野博文様

以上、意見書（案）を提出する。

平成24年6月22日

提出者	鹿島市議会議員	中村一堯
〃	〃	稲富雅和
〃	〃	勝屋弘貞
〃	〃	竹下勇
〃	〃	角田一美
〃	〃	伊東茂
〃	〃	松尾勝利
〃	〃	松本末治
〃	〃	光武学
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	福井正

〃 〃 橋 爪 敏
〃 〃 松 尾 征 子
〃 〃 橋 川 宏 彰

鹿島市議会議長 中 西 裕 司 様

○議長（中西裕司君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、意見書第5号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後1時23分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 中 西 裕 司

会議録署名議員 4番 竹 下 勇

同 上 5番 角 田 一 美

同 上 6番 伊 東 茂